

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

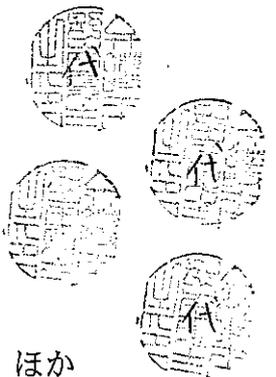
## 請求の趣旨の変更申立書

2010(平成22)年3月31日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	佐々木	新	一
同	南雲	芳	夫
同	野本	夏	生
同	小林	哲	彦



ほか

### 記

第1 原告は請求の趣旨を次のとおりに変更する。

1, 被告埼玉県公営企業管理者は, ハツ場ダムに関し, 次の各負担金を支出してはならない。

(1) 特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金

(2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

2, 被告埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハツ場ダム使用权設定申請を

取下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。

3, 被告埼玉県知事は、八ッ場ダムに関し、次の各負担金および繰出金を支出してはならない。

(1) 河川法第63条に基づく受益者負担金

(2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

(4) 埼玉県公営企業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

4, 被告埼玉県知事は、埼玉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者上田清司（平成15年9月10日から現在に至るまで埼玉県知事の地位にあった者）に対し、金168億5142万9418円ならびに内金19億4595万9502円に対する平成16年9月10日から支払済みまで、内金159億546万9916円に対する平成21年11月30日から支払済みまで、各年5分の割合による遅延損害金

5, 被告埼玉県公営企業管理者は、埼玉県を代表して次の損害賠償請求をせよ。

債務者田村健次（平成16年9月10日以前の1年間において埼玉県公営企業管理者の地位にあった者）に対し、金7億3806万1000円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

6, 訴訟費用は被告らの負担とする。

## 第2 変更の理由

1, 本件住民訴訟は、八ッ場ダムに関する埼玉県の負担金支出の差止めを求める訴訟であるところ、訴訟提起後も、埼玉県は各負担金の支出を行い続けてきた。その明細は、被告から提出された「平成16年9月10日～平成21年11月30

日までの知事負担金支払い調書」の通りである。

2, そこで, 訴訟提起後も継続されてきた支出のうち, 以下の各支出を行った埼玉県知事個人に対する損害賠償請求(前記請求の趣旨第4項)について, その損害賠償請求額を以下のア, イの合計金額へと変更する。

ア 平成16年9月10日以前の1年間に支出された負担金及び繰出金

① 特定多目的ダム法に基づく利水関係負担金(一般会計から水道事業特別会計への繰出金)

11億0430万0000円

② 河川法に基づく治水関係負担金

7億3336万5101円

③ 水源対策特別措置法に基づく利水・治水関係負担金(一般会計からの整備事業負担に対する補助金)

2481万2000円

④ 財団法人利根川・荒川水源対策基金に対する利水・治水関係負担金

8349万2401円

合計 19億4595万9502円

イ 平成16年9月11日から現在までの間に支出された負担金及び繰出金

① 特定多目的ダム法に基づく利水関係負担金(一般会計から水道事業特別会計への繰出金)

86億1157万7374円

② 河川法に基づく治水関係負担金

60億4425万5957円

③ 水源対策特別措置法に基づく利水・治水関係負担金(一般会計からの整備事業負担に対する補助金)

1億826万2000円

④ 財団法人利根川・荒川水源対策基金に対する利水・治水関係負担金

10億6837万4585円

合計159億546万9916円

ア+イ

合計168億5142万9418円

なお、遅延損害金の起算点のうち、イの合計額に対するものは、各支出金員の中の最終支出命令日としている。

2、埼玉県公営企業管理者個人に対する損害賠償請求額も、本来であれば、本件住民訴訟で差止めを求めたにもかかわらず支出された負担金額については、差止め請求から、損害賠償請求に変更すべきところであるが、各歴代企業管理者の個人責任追及が目的ではなく、埼玉県にとって、八ッ場ダム建設の必要がないことを明らかにし、これ以上の埼玉県による公金支出が行われないようにすることが、本件訴訟の目的であるため、あえて、損害賠償請求額の増額を求める請求の趣旨変更はしないこととする。

以上